

## 重要品目にかかる作業文書(仮訳)

1. この文書は、TN/AG/W/6 (関割新設) 及び TN/AG/W/7 (S S M) と同様、改訂モダリティ案 (TN/AG/W/4/Rev.4) より一層「仕掛品」のような性格が強いものである。これらの文書において、モダリティに向けた明確な提案をすることは、私の意図するところではない。なぜなら、私が第4次改訂版 (TN/AG/W/3 から数えれば実際は5回目の改定となる) で示したような明確な提案は、私がそのような進展として捉えられる程度にまで収斂された結果であったからである。

2. この作業文書は、重要品目の指定に関する唯一の解決方法を提案するというよりむしろ、問題を特定し、願わくば終結のための足がかりとして機能する、道しるべを示したものである。私がこれら作業文書を、このようなよりフォーマルな形で出した理由は、農業の第4改訂モダリティ案と同様の方法でかつ同時に配布されることを確保するためである。

3. 建設的な協議を重ねることにより、我々はこれまで重要品目に関する異なる立場を埋めるべく前進してきたが、まだきれいなテキストはなく、鍵となる事項に関する合意はない。

4. 日本及びカナダは、重要品目を4%に制限することが出来ない旨を明快に示しているところである。カナダは6%を、日本は8%を望んでいる旨表明している。様々なアイデアが試されたが、これまでにコンセンサスを得られたものは無い。政治的決定事項としてそのまま触れずにのこしておくこともできたであろう—ある意味、現行のテキストは、このような重要な事項に合意が出来ない状態において、最も公平なものとしなすべきであろうと思しき方策を示している。

5. しかし、これまで我々が行ってきた建設的な取組によっていくつかの可能性が示されたし、近いうちに、全ての者に対して機能する解決策が実際に見いだされる必要がある。このような考えやこれまで聞いてきた内容を踏まえ、カナダに関して私が提案できる最善の策は以下のとおりである。それらは最終的な法的文書とすることを意図したものではないが、選択肢となりうるであろうし、その中から最終的な決定が見いださるだろう。これらのオプションに修正がなされるであろうことは明らかであるが、もしいつかこの問題が解決されるとすれば、私の感じとしては、以下でおおまかに示したものが、終結のための足がかりとなりうるであろう。

6. 以下のいずれか一方とする。

カナダも、パラ71第2文にあるタリフライン数の最大値を、以下を条件として保持することができる。(a) パラ71第1文の4%に追加されるタリフラインのそれぞれに対し、パラ74に規定された消費量の4% (脚注1: ここで示しているのは、2/3乖離、また、その他の調整は行なわれていないということを前提としている。仮に、1/2や1/3乖離が用いられたり、改訂農業モダリティ案で規定された他の調整が行われたりする場合、以下の数字もそれに応じて調整される) に追加して、1. 5%の消費量の拡大 (つまり、4%を超える追加のタリフラインに対しては、消費量の5.5%となる)、更に (b) パラ71第1文で規定されている4%に該当する全てのタリフラインに対しては、パラ74で規定された消費量の

4%に0.5%を追加する（つまり、基本の4%のタリフラインについては消費量の4.5%となる）。

又は

カナダも、重要品目に指定する全てのタリフラインについて、それぞれ消費量の1%の追加での拡大を行うことを条件に、パラ71第2文にあるタリフライン数の最大値を保持することができる（つまり、重要品目に指定する全てのタリフラインについて、消費量の5%となる）。

7. 日本に関しては、上記2つの選択肢のいずれも機能しないであろうとの印象を持っている。また、これまでの協議から、収斂をもたらすような何か別のアプローチを提案するための基礎を得ているわけでもない。もちろん、日本は、重要品目を合計8%とするための日本提案をテーブルに乗せている。

8. しかしながら、このことは、もちろんのことながら、他の事から完全に独立した、単なる重要品目の数だけの問題としてみることはできない。この問題が、標準の数を適用しているメンバーに影響を与えるか否かや、どのような影響を与えるか、また、テキストの他の要素にどのような影響を与えるのかという問題があるであろう。

9. パラ76に関しては、ブラケット内のテキストにいくつかの変更がなされた—このパラはこれまでの協議にもかかわらず、真の争点のままである。妥協策や代替策によるコンセンサスが醸成されつつあるとの感触を得ていない。代替案となり得るもので私が提案できる最善のものは以下のとおりであり、合意への期待というよりは希望以上のものではないが提供する。

あるいは、特定のメンバー（脚注2：アイスランド、日本、ノルウェー、スイス）は、100%超のタリフラインを、2%以下で、パラグラフ61の実施期間終了後4年以内まで保持することができる。また、それらのラインについては、実施期間終了後、毎年、4分の1ずつ100%まで削減しなければならない。